意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求

第一号から第四号までの出願の放棄又は取下げ

受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利又は商標登録出願により生じ 第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特許を た権利の承継の届出 特許法第三十四条第四項又は第五項(これらの規定を実用新案法第十一条第二項、意匠法 特許法第四十一条第一項又は実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張の取下げ

特許出願についての出願審査の請求

- 十三条において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。)の規定による意見書の提出 第一項において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。)若しくは同法附則第七条 (同 合を含む。第三十八号において同じ。)若しくは同法第十五条の三第一項 (同法第五十五条の二 おいて準用する場合を含む。)、 同法第六十五条の五及び第六十八条第二項において準用する場 おいて同じ。)又は商標法第十五条の二 (同法第五十五条の二第一項 (同法第六十八条第四項に 第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。第三十八号に 法附則第十六条第一項 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)及び同法附則第一 特許法第六十四条の二第一項の規定による出願公開の請求 特許法第四十八条の七若しくは第五十条 (同法第百五十九条第二項及び同法第百六十三条

_ + -<u>=</u> ± 特許法施行規則第三十一条の三第一項の規定による優先審査に関する事情説明書の提出 実用新案技術評価の請求

+ = 意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請

十四 意匠法施行規則第六条第一項の規定による特徴記載書の提出

官

拒絶査定等に対する審判の請求

二十六 らツまでに掲げるものにあっては、証拠保全に係るものを除く。) 拒絶査定等に対する審判に係る手続であって、次に掲げるもの (八からリまで及びヲか

おいて準用する場合を含む。)の規定による口頭審理の申立て 条第一項 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に 十八条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)及び同法附則第十七 特許法第百四十五条第二項 (意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項 (同法第六

第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による証拠調の申立て 特許法第百五十条第一項 (意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則

定による意見の申立て に商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規 特許法第百五十条第五項又は第百五十三条第二項 (これらの規定を意匠法第五十二条並び

二 特許法第百五十一条 (意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十 訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第九十三条第一項の規定による期日の指定の申立て 七条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)において準用する民事

特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第百八十条第一項の規定による証拠の申

者本人の尋問の申立て において準用する民事訴訟法第二百十一条において準用する場合を含む。)の規定による当事特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項 (特許法第百五十一条

らの規定を特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条及び第二百三十 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十九条又は第二百二十六条 (これ

特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項の規定による申出 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四十二条の規定による尋問の申出

則第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による審判の請求の取下げ 特許法第百五十五条第一項 (意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附

則第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による審理の再開の申立て 特許法第百五十六条第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附

ル

ヲ 特許法施行規則第五十条第三項 (意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二 十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による証拠説明書の提出

ワ 特許法施行規則第五十一条第一項 (意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第 二十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

則第二十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による尋問事項書の提出 特許法施行規則第五十八条の二第一項 (意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規

ヨ 特許法施行規則第五十八条の十七第一項 (意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行 規則第二十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定の申出 特許法施行規則第六十条第一項(意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第一

レー特許法施行規則第六十条第一項(意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第一 十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による鑑定を求める事項を記載した書面

ソ 特許法施行規則第六十一条の十一 (意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第 二十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

ツ 特許法施行規則第六十二条第一項 (意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第 二十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による検証の申出

|十七||特許法第百八十四条の四第|-項若しくは第二項又は実用新案法第四十八条の四第|-項若 しくは第二項の規定による翻訳文の提出

|十八||特許法第百八十四条の四第四項又は実用新案法第四十八条の四第四項の規定による補正 後の請求の範囲の翻訳文の提出

|十九||特許法第百八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面

二十 特許法第百八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八条の五第二項の規定による手続の 補正又はこれらの補正の補正

二十一 特許法第百八十四条の七第一項 (実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する 場合を含む。)の規定による補正書の写しの提出

二十二 特許法第百八十四条の八第一項 (実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する 場合を含む。)の規定による補正書の写し又は補正書の翻訳文の提出

二十三 特許法第百八十四条の十一第二項 (実用新案法第四十八条の十五第二項において準用す る場合を含む。)の規定による特許管理人の選任の届出